



日耳鼻医学会 F A X ニュース NO 163

平成22年4月19日 発行 (特)日本耳鼻咽喉科医学会 E-mail jimuj@jenti.or.jp HP http://www.jenti.or.jp
〒104-0031 東京都中央区京橋2-11-8 全医協連会館5F FAX 03-5524-5228 TEL 03-5524-5230

清水理事長、石山副理事長 厚労省等を訪問
3月14日に開催された第6回全理事会で、今回の診療報酬改定で耳鼻科の特に聴力検査の点数が大幅に下げられたことに対して色々な情報を分析した結果、日耳鼻医学会としても関係団体へのアプローチが必要となった。これを受けて先ず3月18日に清水理事長と石山副理事長の二人が厚労省に赴き、佐藤敏信課長(医師)、待鳥詔洋技官(医師)、丸山慧主査(書記)と会談し、会談が出来た事への謝辞を述べるとともに、外保連・診療所(現場)の実情etcを説明し、今後、次回改定に合せて耳鼻咽喉科の団体として、会談を重ねる事を約束した。また、25日には、当会からの依頼で厚労省に足を運んで頂いた民主党の川内博史衆議院議員(鹿児島1区・国土交通委員長)を訪問。謝辞を述べるとともに地域医療の崩壊を招くような政治をしないようお願いしてきた。

総会特別講演は元イラン大使 孫崎 享氏に

清水理事長は3月14日の第6回全理事会で、6月27日(日)、富士屋ホテルで開催予定の日耳鼻医学会総会ならびに都道府県代議員会に先だて行われる講演の講師に、元イラン大使で作家でもある孫崎享(まごさき うける)氏に依頼していると述べた。孫崎享氏の略歴は以下のとおり

1966年、東京大学法学部中退、同年外務省入省。英国(2回)、ソ連(2回)、米国(ハーバード大学国際問題研究所研究員)、イラク、カナダ勤務を経て、駐ウズベキスタン大使、国際情報局長、駐イラン大使を歴任。国際情報局長時代は各国情報機関と積極的に交流。2002年より防衛大学校教授。この間公共政策学科長、人文社会学群長を歴任。2009年3月退官。(Wikipediaより)

4月から医科診療行為マスターで一部廃止

4月から一部の医科診療行為マスターが廃止され耳鼻科関係でも使用できなくなったものがあり対応が必要である。主なものは以下の通り。(数字は診療行為コード)
160097230上顎洞穿刺(両)、140019630耳管処置1(両)
140020330副鼻腔手術後の処置(両)、140020630鼓室穿刺(両)、140020830唾液腺管洗浄(両)、140021330副鼻腔洗浄(その他)(両)、140022230耳管ブジー法(両)、140022530唾液腺管ブジー法(両)、150097550鼻甲介切除術(高周波電気凝固法)

対処法例: 耳管処置を両側施行の場合
140019510耳管処置1(片)×2 で請求。

平成22年度診療報酬改定に係る疑義解釈(その1) 3月29日厚生労働省事務連絡より抜粋

【地域医療貢献加算】

(問1) 電話等の対応が求められるのは夜間の数時間のみで良いのか。(答) コアとなる時間は夜間の数時間(いわゆる準夜帯)になると思われるが他の職員の協力も得ながら、原則、標榜時間外でも連絡が取れる体制を確保すること。

(問2) 複数医療機関による連携による対応を行う場合、どのような連携であれば認められるのか。

(答) 原則、自院で対応することとするが、やむを得ない事情がある場合は、2, 3の医療機関の連携による対応も可能である。その場合においても、事前に患者及び関係者に連携医療機関での対応となることを伝えておくこと。

(問4) 患者からの問い合わせに対して、携帯メール等で対

応することも認められるのか。(答) 原則、電話での対応とするが、患者の同意を得た上で、できるだけ速やかに応答することを条件に携帯メール等の併用も認める。

(問7) 電話再診の場合も地域医療貢献加算の算定が可能か。(答) 可能。

*「原則、自院で対応」したがって、複数医療機関による連携は「例外的」な対応であると厚労省は考えている。

【明細書発行体制等加算】

(問8) 明細書が不要である旨申し出た患者に対しても明細書発行体制等加算を算定してよいのか。(答) 算定可。

(問9) 明細書としてレセプトを交付している場合でも要件に該当するのか。

(答) 個別の点数がわかるように必要な情報を付したうえで交付していれば、レセプトでも差し支えない。

(問10) 明細書発行体制等加算の届出には、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添7の様式2の2以外に、何らかの添付書類は必要なのか。(答) 不要。

【明細書の発行】

(問159) 平成22年4月現在、医科診療所はレセプトの電子請求が義務化されていないが、明細書発行の義務はあるのか。

(答) 医科診療所は平成22年7月1日より原則としてレセプトの電子請求が義務化となるため、平成22年7月1日より原則として明細書発行が義務となる。なお、電子請求が義務化されたが正当な理由に該当する診療所については、平成22年7月1日までに地方厚生(支)局長あてに届出を行うこと。

(問160) 平成22年7月1日以降であっても、常勤の医師がすべて高齢者であることやレセコンリリース期間中であること等により、電子請求が免除又は猶予されている医科診療所の場合、明細書発行の義務はあるのか。(答) 電子請求が免除又は猶予されている場合には、明細書発行の義務はないが、発行されることが望ましい。

今後の会議予定

5月23日 平成22年度第1回全理事会

6月27日 定時都道府県代議員会ならびに総会

*FAXニュースは従来NTTのi-FAXを利用して送っていましたが、今号よりヤマトシステム開発のe-ネコWebFAXで送らせて頂いております。

gsk GlaxoSmithKline 生きる喜びを、もっと Do more, feel better, live longer

新発売

定量噴霧式アレルギー性鼻炎治療剤

処方せん医薬品(注意-医師等の処方せんにより使用すること) 薬価基準収載

アラミスト® 点鼻液27.5µg
56噴霧用

Allermist® 27.5µg 56metered Nasal Spray フルチカソンフランカルボン酸 エステル点鼻液

※「効能・効果」、「用法・用量」、「用法・用量に関連する使用上の注意」、「禁忌を含む使用上の注意」等については添付文書をご参照ください。

製造販売元(輸入) グラクソ・スミスクライン株式会社 グラクソ・スミスクラインの製品に関するお問い合わせ・資料請求先
TEL: 0120-561-0077(9時~18時)/生体目および当社株主専用を除く
〒151-8566 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-6-15 GSKビル FAX: 0120-561-0477(24時間受付) 2009.6